

令和元年9月1日
担 当 理 事 決 定
改正 令和2年 3月 4日
改正 令和3年12月 9日
改正 令和4年10月 7日
改正 令和5年10月 26日

東京大学目白台インターナショナル・ビレッジ（宿舎）使用要領

1. この要領は、東京大学インターナショナル・ロッジ規則第5条の規定に基づき、東京大学目白台インターナショナル・ビレッジ（以下「ビレッジ」という。）の宿舎部分の使用について必要な事項を定めるものとする。
2. 宿泊室の利用者
 - ・ 本学において研究教育に従事する研究者及びその配偶者
 - ・ 本学に在学する学生及びその配偶者
 - ・ その他、管理運営責任者が適当と認めた者
3. 入居の期間
 - ・ 入居許可期間は、原則として1年以内とする。ただし、学部学生にあつては入居時の学年にかかる各課程の修業年限満了の日、大学院学生にあつては入居時の学年にかかる各課程の標準修業年限満了の日、外国人研究者及び外国人研究生にあつては研究期間満了の日を超えない範囲で1年ごとに更新することができる。
 - ・ 管理運営責任者がやむを得ない特別の事情があると認めるときは、入居許可期間を変更することができる。
4. 入居及び更新の手続き
 - ・ 入居希望者又は代理申請者は、専用のシステムを用いて本部管理課に入居の申請をする。
 - ・ 入居者は、原則として入居許可日から7日以内に入居しなければならない。
 - ・ 入居の際には、所定の入居届及び誓約書を提出する。
 - ・ 入居者は、更新を希望するときは、更新しようとする各年における入居許可日に相当する日の60日前までに、更新願を本部資産企画課（ビレッジ事務室）へ提出する。

5. 入居及び更新の許可

- ・入居及び更新の許可は、関係理事又は副学長の協議を経て管理運営責任者が行う。
- ・入居及び更新を許可された者には、許可通知書を交付する。

6. 入居許可の取消し

- ・入居者が次に掲げる各号に該当する場合には、管理運営責任者が入居許可を取り消すことができる。
 - (1) 正当な理由がなく、所定の期間内に入居しないとき。
 - (2) 使用料等を3か月以上滞納し、督促を受けてもなお納付しないとき。
 - (3) 12.に反し、ビレッジの管理運営に重大な支障を与えたとき。
 - (4) 13.に反し、管理運営責任者による注意喚起にも拘わらず、宿舎内での生活においてハラスメントや脅迫等、他者の人権を侵害するような行為が止まないとき。
 - (5) 14.による義務を履行しないとき。
- ・入居許可の取消しを受けた者は、その通知から7日以内に退去しなければならない。

7. 使用料等

- ・入居者は、別表の施設使用料のほか、光熱水費（インターネット使用料を含む）及び管理費を納付しなければならない。
- ・入居者は、入居時に入居費を納付しなければならない。ただし、管理運営責任者がやむを得ない特別の事情があると認めるときは、この限りではない。
- ・入居者は、更新の許可を受けたときは、更新料を納付しなければならない。

8. 施設使用料等の支払

- ・請求書記載の期限までに納付することとし、既に納付した使用料等は返却しない。
- ・使用料等の請求は、入居許可期間に基づくものとする。
- ・入居許可通知書の入居許可期間開始日または終了日が月の途中の場合にのみ、入居月または退去月の使用料等は、日割額に入居許可日数を乗じて得た額とし、原則としてその他の場合は日割精算を行わない。

9. 退去

- ・入居者は、退去しようとする日の60日前までに退去届を本部資産企画課（ビレッジ事務室）へ提出する。ただし、入居の許可を取り消された者は、この限りではない。

10. 共用施設の使用

- ・ビレッジの共用施設の使用については、入居者は、定められた手続きに従い施設を使用することができる。それ以外の者については、管理運営責任者の許可を得た上で使用することができる。
- ・共用施設の使用にあたって重大な支障を与えたときは、管理運営責任者は使用許可を取り消し、又は中止させることができる。

11. RA (レジデント・アシスタント)

- ・RA は、入居者又は入居が許可された者から募集し、選考により管理運営責任者が委嘱する。
- ・RA を委嘱された者は、入居者の各種相談に応じるほか、大学及び宿舍生活上のサポート並びにイベント企画等別に定める事項を行う。
- ・入居者は、RA の助言を受け、シェア型住戸ブロック及び宿舍運営に協力しなければならない。
- ・その他 RA に関して必要な事項は、別に定める。

12. 秩序の維持

- ・入居者は、ビレッジにおける秩序の維持及びその施設、備品等の保全に努めなければならない。
- ・入居者は、ビレッジで定められた入居案内等のルールを順守しなければならない。

13. 相互の人権の尊重

- ・入居者は、[「東京大学憲章」](#)にて謳われている基本的人権の尊重の定めや、[「東京大学 ダイバーシティ&インクルージョン宣言」](#)に則り、居住者や宿舍運営に関わるすべての人に対して、互いの人権を尊重し合わなければならない。

14. 損害賠償

- ・入居者は、ビレッジの施設、備品等を破損し、又はこれらに損害を与えた場合には、本学の指示に従い、原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

15. その他

- ・上記のほか、使用に関して必要な事項は、関係理事等による協議を経て、管理運営責任者が決定する。
- ・提出書類等は、別に定める様式を使用する。

附則

この要領は、令和元年 9月 1日より施行する。

附則

この要領は、令和2年 4月 1日より施行する。

附則

この要領は、令和4年 4月 1日より施行する。

附則

この要領は、令和4年 11月 1日より施行する。

附則

この要領は、令和5年 12月 1日より施行する。

別表

	タイプ	区分	月額 施設使用料
シェア型住戸	A・B	単身	55,300 円
	C・D・R・S	単身	69,800 円
独立型住戸	E	単身	75,800 円
	T	単身	69,800 円
	F	単身	81,800 円
	G	単身 又は2名	95,000 円
	H・J	単身 又は2名	106,000 円
	K	単身 又は2名	111,000 円
	L	単身	111,000 円
	M・N	単身 又は2名	135,000 円
	P	バリアフリー対応室	135,000 円
	Q	特別室	229,000 円